

# 米国の特許戦略と工作機械

2017年7月25日  
細川 学

## 1. はじめに

米国の基幹産業である自動車はGM, FROD, Chryslerがビックスリー（「B3」）と呼ばれて世界を席卷していたが、排気ガス規制マスキー法（1970年）や第一次石油危機（1973年）、第二次石油危機（1980年）等に見舞われ、市場ニーズが低燃費・低公害車に移行し、技術的に優位な日本車の人気が高まった。「B3」は日本車に対し第一次（1976年頃）と第二次（1982年頃）の自動車戦争を仕掛けたが、1982年の生産は1978年比で約60%減少した。

この頃の米国工作機械は民需にも軍需にも使える数値制御工作機械（「NC機」）関連の大発明が誕生したが、工作機械の1983年の新規受注は1978年比で約80%減少し、2000年の輸入比率は60.9%、貿易赤字は2472百万ドルとなった。その主因は「B3」の設備投資の逡巡であったが、米国政府の外国企業誘致政策の影響も大であった。

トヨタも1986年にケンタッキー(KY)州に自前の自動車生産工場TMMKを建設したが、米国工作機械業界は「BS」との特別な約束があり、トヨタとの取引には逡巡があった。そして米国政府は工作機械産業を立て直す三つの戦略からなる産業政策を実施した。<sup>1</sup>

- a. 特許権戦略・・・特許権を強く行使するプロパテント戦略
- b. 安全保障戦略・・・軍需に機微な工作機械をCOCOM等により統制する戦略
- c. 「VRA」戦略・・・工作機械の米国輸出を自主規制させる戦略

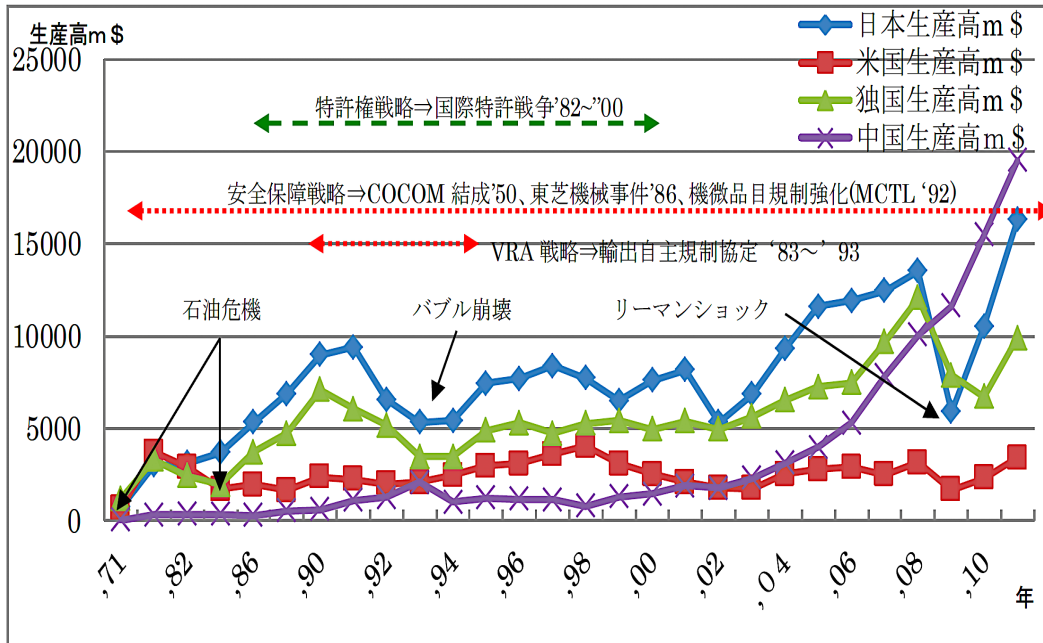
「VRA」(Voluntary Regulation Agreement：工作機械等の対米輸出自主規制協定)

<sup>1</sup> 国際特許余話

① Molins事件に於いて、ドイツ7社連合から米国Delawareに申し立てた特許無効審判の絶対公知例“Wagenseil”の提供を受けた。Farnan判事による「**権利行使不能bar**」の判決についての報告も受けた。その訴訟戦術は神技であった。  
② K&T社の基本特許(USP3,052,011, 1962.9.4)事件について、ドイツの弁護士が、K&T社の特許弁護士と特許審査官の釣り仲間の関係を追及して「**権利行使不能bar**」を勝ち取った訴訟戦術も神業であった。  
③ LemelsonはUSP3,049,247他400件以上の特許権を所有したエジソン以来の発明王で、特許権で5億ドルを稼いだと豪語し、すさまじい特許攻勢に世界中が震えあがり軍門に下ったが、Molins事件では敗訴し、失意の中で死亡した。  
④ 日本の多数の会社が国際特許紛争提起されると、最初に交渉した会社が腰砕けになると、他の会社は総崩れとなる傾向があった。  
⑤ 第37代米国ニクソン大統領(1969～1974年)は排気ガス規制や石油ショック等の大事件で奮闘したが、COCOMの緩和には賛否両論があった。  
⑥ 絶対公知例；W. Wagenseil著. Metal working Production June 13, 1958  
⑦ 「B3」と米国の工作機械産業との特別な約束；筆者は朝鮮動乱の頃の米軍の軍需工作機械の守秘規則と、「B3」の工作機械調達規則の一部を垣間見た。「B3」のは工作機械の守秘義務が厳しい内容であった。

1.1 工作機械産業の基礎データ <sup>2</sup>

主要国の工作機械生産高と産業戦略



生産高；工作機械統計要覧 (社)日本工作機械工業会

<sup>2</sup> 筆者は(財)安全保障貿易との係わり合いで、1990年代に主要な国の工作機械工場とユーザ工場を見学する機会があった。当時の中国はNC化率が大変低く、統計データの裏付けもできなかったため、中国を加えることに逡巡したが、工作機械統計要覧のデータをそのまま採用した。

工作機械に関する米国の産業政策

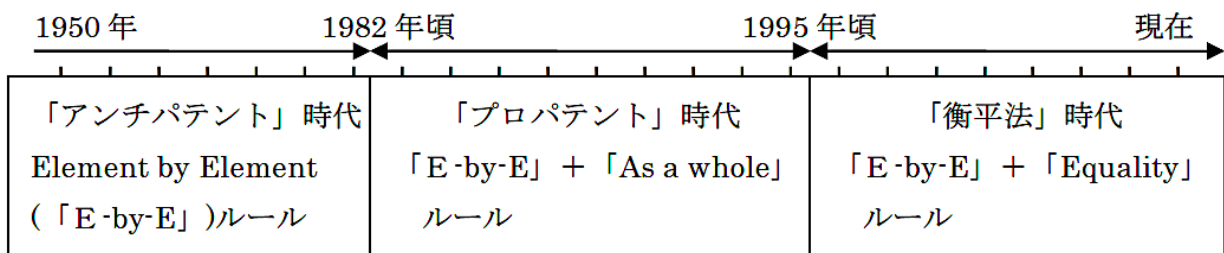


## 2. 米国の均等論の変遷

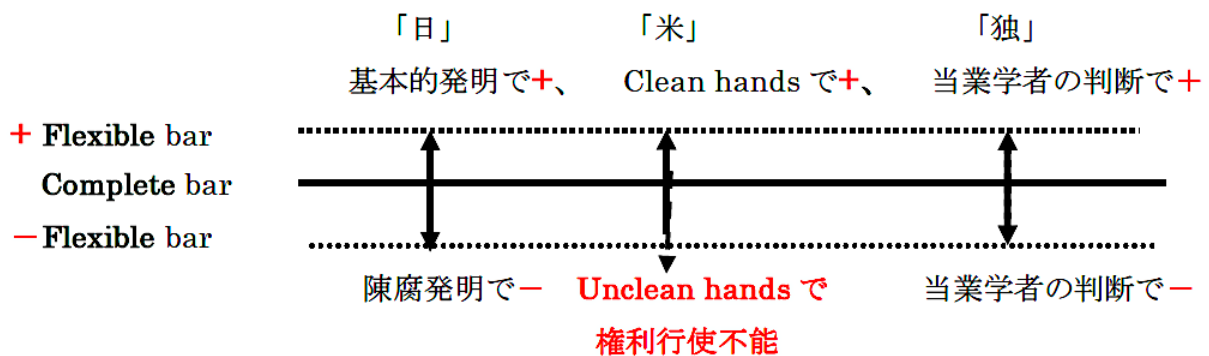
米国は1930年の大恐慌を境に独禁法の強化と特許権の抑制が行われ、均等論はその頃から1982年頃までElement by Element (「E-by-E」)ルールを厳格に適用する「文言解釈」の「アンチパテント」のa法理であった。(例：Graver Tank事件、1950年)。この年にCOCOMが結成された。1977年に情報開示義務ルールが制定され、1979年には技術革新教書が発表され、1980年には独禁法の運用緩和と、特許再審査制度が導入され、1985年にはCAFC(連邦高等特許裁判所)が設立され、均等論は「E-by-E」+「As a whole」ルールの「プロパテント」のp法理に変わった。(例：Hughes事件、1983)

米国は1988年には包括通商競争力法を施行し、製法特許の保護強化、関税法337条の強化による特許権の域外適用(「ロングアーム」)法制が制定され、p法理が強化された。

米国の均等論の歴史



日米独の均等論の比較 bar



「Complete bar」はE-by-Eルールにより特許請求の範囲を文言解釈する基準bar。

「Flexible bar」はE-by-E+As a wholeルールにより拡張又は縮小解釈するbar。

「米」は「Clean hands」で+、「Unclean hands」で権利行使不能の制裁。特許権の取

得や権利行使に「Unclean hands」があると、当該特許権を権利行使不能とし、その行為をした弁護士等の法曹関係者を資格停止等の厳しい弾劾処分にした。2,000年のFest事件や、1983年の「Molins」事件が代表例である。

「ロングアーム」は特許権のない国まで特許権の効力を遡及させる法理で、米国は1988年改正の特許法と、改正関税法337条と、1985年改正輸出管理法により実施した。米国の「権利行使不能 bar」は適用範囲が広く、K&T社のマシニングセンタの基本特許事件では、審査官と弁護士の釣り仲間関係にも適用された。

### 3. 国際特許紛争と、その代表例の考察

- i. 数値制御装置（「NC」）に関するForester博士の基本特許（USP3,069,608, 1962.12.18他）の国際特許紛争は、米国のBndex社が同特許発明を買収、3件の分割特許出願と、その継続出願により鉄壁の特許網を構築し、30年間に渡り特許発明を絶対支配した。
- ii. マシニングセンタ（「MC」）に関するK&T社の発明者Brainard氏の基本特許（USP3,052,011, 1962.9.4）と準基本特許（USP3,704,510, 1972）の国際特許紛争は、担当特許審査官と弁護士の釣り仲間関係が弾劾され、「**権利行使不能bar**」が適用された。
- iii. フレキシブル生産システム「FMS」のMolins社の基本特許（USP4,369,563, 1983.1.25）他の国際特許紛争は絶対公知例の隠蔽をUnclean handsとして弾劾し、「**権利行使不能bar**」が適用された。3.1項参照
- iv. 対話型CNCに関するHurco社の基本特許（USP4,477,754, 1995.3.1）の国際特許紛争は、一社が腰倒れとなって和解して通常実施権を導入したら、関連他社が雪崩をうって和解した。その集団和解行動はUnclean handsとはされなかった。
- v. J. H. Lemelsonはエジソン以来の発明王と自称し、USP3,313,3014他多数の特許権を複雑な手法で取得して権利行使したが、その特許権行使を長年Unclean handsとはされなかったが、Molins事件には連座して弾劾され、程なく永眠した。
- vi. ノーベル賞の中村修二教授の青色LEDに関する職務発明紛争では、東京地裁は、職務発明に関する特許無効審判や特許権侵害判決等の参酌をすることなく、発明の対売上高寄与度50%とする驚愕の判決を下した。

#### 3.1 Molins社の「FMS」の国際特許紛争を粉砕したFarnan判事

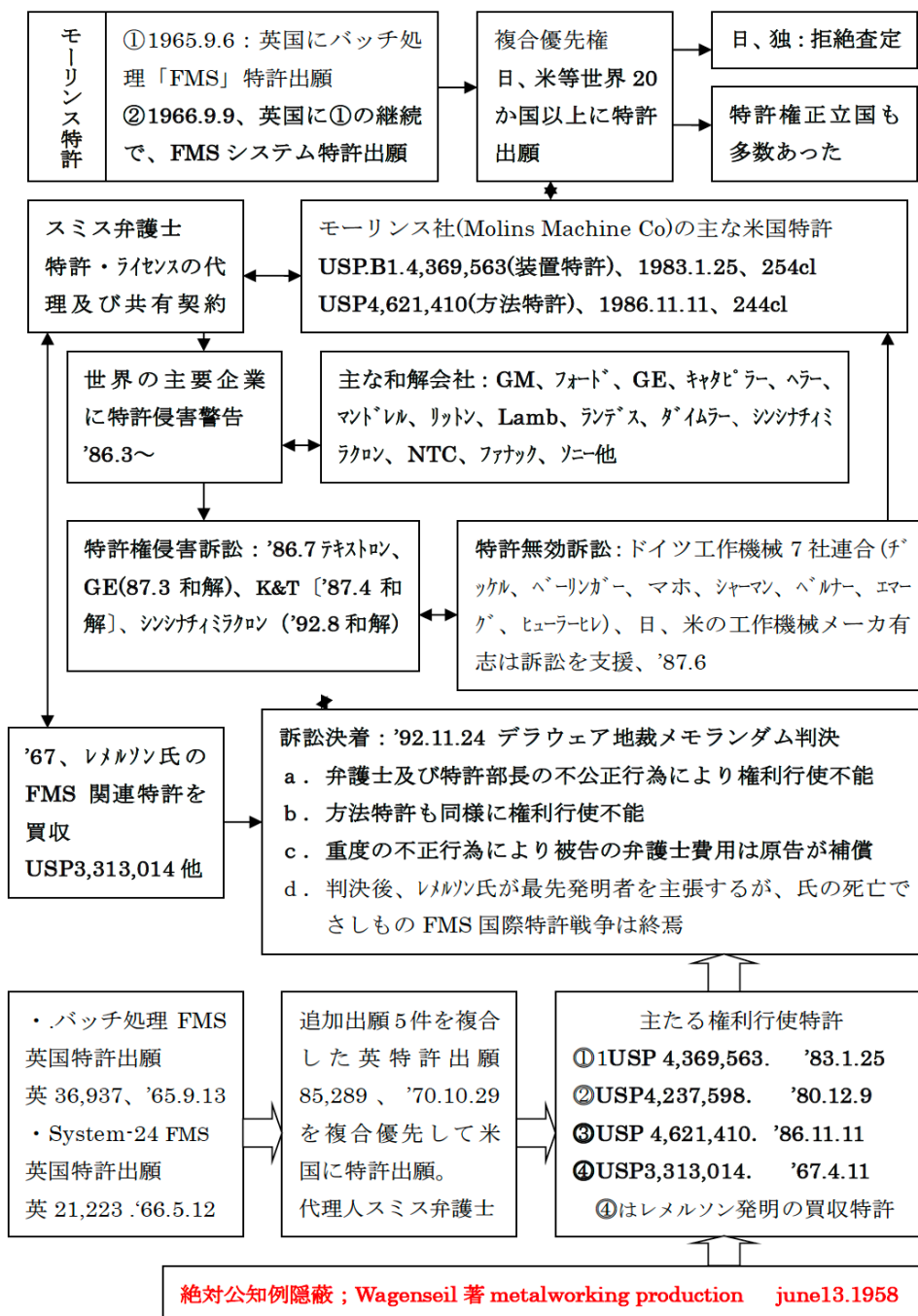
「FMS」は自動車等の輸出産業の基幹的生産設備であり、Molins社と、代理人で特許権共有者のSmith弁護士と、Lemelson、等が引起した国際特許紛争であった。



米国は'88年包括貿易・競争力強化法により特許法等を改正し、p法理均等論により特許権の拡大解釈と、1988年改正関税法337条による特許権の域外適用＝「ロングアーム」により特許権を世界に行使する戦略を実施した。

この米国の改正特許法を悪用したのが英国のMolins社と、Smith弁護士と、発明王 Lemelson等であり、その行為をUnclean handsとして弾劾したのは米国Delaware地裁のFarnan判事であった。その判決の経済効果は3兆\$と見積られ、世界中が喝采した。

### Molins社の「FMS」特許紛争



Farnan 判事は、図の①から④の特許、特に①特許 USP 4,369,563 の原出願日('65.9.13) から特許日('83.1.25)までに於ける同社とスミス弁護士等が「英」、「米」、「独」、「日」、「蘭」の特許庁に対して行った 44 回の応答に注目し、それを時系列的に年表化した。同 Farnan 判事はモーリンス側が①から④の特許権のクレームに絶対公知例あることを突き止め、米国以外で削除したクレームを米国の特許出願では特許権を成立させた行為を Unclean hands とし、「**権利行使不能 bar**」に抵触すると判示した。<sup>3</sup>

### <sup>3</sup> モーリンス特許のDelaware地裁判決の要点

#### 1. 裁判所と原告と被告

1992年11月24日判決 米国Delaware地方裁判所 判事J. J. Farnan

原告1：モリンス社(Molins PLC.) 原告2：スミス弁護士(John Coventry Smith, Jr.)

被告1：ドイツ7社 被告2：テキストロン社、K & T社、アブコ社、シンシナティ・ミラクロン社他

①民事訴訟番号86-446-JJF (テキストロン他)

②民事訴訟番号87-275-JJF (ドイツ7社)

③民事訴訟番号87-163-JJF (ミラクロン)

#### 2. 判決の要点

これまで審議した理由にもとづき当裁判所は、4,369,563特許は審査中におけるSmith弁護士と、Molins社のWhitson特許部長及び後のHirsh部長の不正行為により、権利行使不能であると決定する。

さらに、4,369,563特許に由来する4,621,410特許も権利行使不能であると決定する。

法律37 C.F.R. 1.56(d) は次のように規定している。

法律35 U.S.C. § 131および§ 132に基づく審査において、次の項目について明確で説得力のある証拠がある場合、出願クレームは拒絶されるものとする。

(1)その出願あるいはその出願が由来する元の出願に関連して、特許庁において欺瞞が行われたか、あるいは行われようとした。

(2)その出願あるいはその出願が由来する元の出願に関連して不正直(bad faith)あるいは重過失による開示義務違反があった。

当裁判所は、4,621,410特許は4,369,563特許に由来するものであるから、4,369,563特許の審査中にあった不正行為は4,621,410特許にも影響が及ぶと判断する。ある特許出願に存在する不正行為は特許権全体に関係するものであり、分割出願をしても救済されるものではない。

Keystone Driller Co. V. General Excavator Co., 290 U.S. 240, 245-247(1933);

Driscoll V. Cebalo, 731 F.2d 878, 884-885 (Fed. Cir. 1984). 従って4,369,663特許の審査中に起こった不正行為は4,621,410特許をも同様に権利行使不能にするものと決定する。被告(ドイツ7社連合他)は1993年1月17日までに提案書形式の確定命令書(Proposed Form of Final Judgment Order)を提出する。提案された命令書に対する原告の不服申し立て期間は、1993年1月24日までとする。

#### 3. 判決の考察

米国政府のプロパテント政策により世界を巻き込むおぞましいばかりの国際特許戦争が勃発した。MolinsやLemelsonの事件である。米国の1994年改正前の特許法は特許権の有効期間は特許日から17年であり、多数の継続出願、分割出願を繰り返して出願日を遡及した特許権を無制限に取得することが可能であった。優先権出願には適用がなかった。Molins等はこの出願日遡及ルールを悪用して特許出願日を遡及させ、更に絶対的な公知例であるWagenseil(参考文献6)を隠蔽して、USP4,369,563、USP4,621,420等の基本的特許権を多数取得した。そして世界の主要企業に特許権侵害警告とイセンスの勧誘を行った。Molins側が提示した当初の契約条件例は頭金10万\$、実施料2%であった。和解契約も耳打ちした。その提示和解金は200~400万\$程度と伝わっている。和解契約会社はMolins社の発表で15社である。和解金の総額は和解会社数で推定できる。

Molins等は和解契約に応じない会社(被告1, 2, 3)に対し特許権侵害訴訟=国際特許戦争を仕掛けたが完敗した。ファナック(株)の稲葉社長は1992年2月25日の日刊工業新聞に「モーリンス特許のライセンスを取得した」旨の記事を掲載した。更に同社長はDelaware判決の1年2か月後の1994年1月29日に主な工作機械のメーカー社長宛に「モーリンス特許のライセンス取得した」との書簡を郵送した。Delaware判決により権利行使不能となった特許権のライセンス取得の通達であり、亡霊のライセンスであり、仰天した。訴訟の収支は莫大な損失で、同社は旧来の工場でひっそり経営していると伝わっている。発明王LemelsonもDelaware判決後にまもなく死亡し、Lemelson戦争は完全終結した。Delaware判決の経済効果を全世界で3兆\$とも、約300億\$とも試算された。

#### 4. Molins国際特許戦争事件の義務と責任

Molins社のFMS特許の発明者はD.T.Wickiamson博士である。判決ではLemelson発明まで買収して国際特許戦争を仕掛けたSmith弁護士と、Molins社の特許部長Whitsonと、後任のHirsh特許部長を厳しく弾劾したが、Molins社の取締役の商法上の忠実義務や、発明者Williamsonの絶対公知例Wagenseil(参考文献6)を隠蔽した発明者責任の弾劾はなかった。Delaware判決の確定後に同特許権を取得した等の宣言は日本の経営者の忠実義務の懸念をもった。経営者には商法の忠実義務、発明者には発明者責任があり、法曹関係者にはClean handsの義務があり、すべての者は義務を忠実に守り、本件Molins事件のような世界を揺るがす経済損出となる不毛な紛争をなくしたいものである。

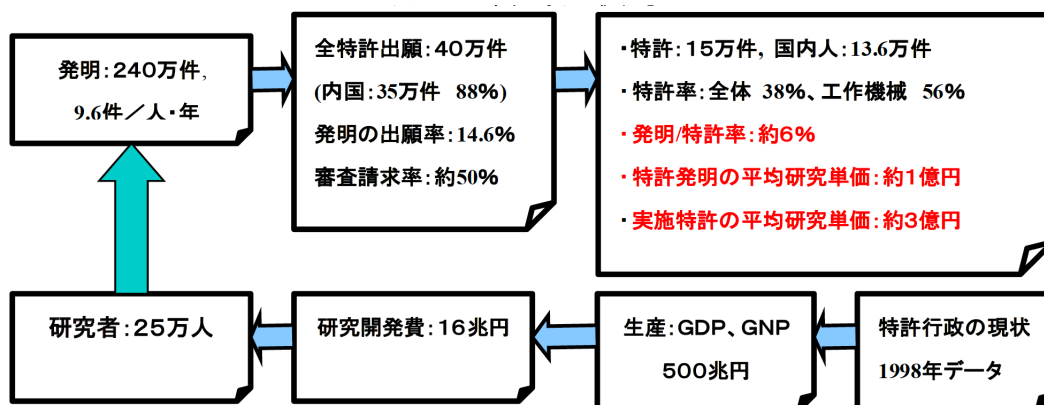
### 3.2 日本の均等論

日本には「Equality」(衡平法)ルールはないが、特許出願の審査の厳しい中で、一部の法曹関係者の中には、同一出願人の類似発明の特許権の取得は容易と思込み、戦術として、類似発明を補正、訂正、継続出願、関連特許出願、他人発明の買収等を行なって特許権を取得して鉄壁の特許網を構築し、その特許網で権利行使する「囲い攻め戦法」を用いる法曹関係者も現れたが、その戦術をUnclean handsとして、司法の場で弾劾されることはなかった。この「囲い攻め戦法」を官僚は仲裁や、咎めをしなかった。

日本の均等論は「クレーム」を「法規範」として文言解釈するアンチパテントの法理、a法理と言われていたが、その法理をUnclean handsとして懲罰されることも、「**権利行使不能bar**」により弾劾されることもなかった。日本の特許審査は厳しく、「クレーム」の均等範囲が狭いa法理であったので、類似発明や模倣発明を均等論で防御することは困難であった。その対策として「囲い攻め戦法」が生まれた。類似する特許権を大量に取得し、数の力で経営弱者を屈服させる戦法はUnclean handsとは言われなかった。

### 3.3 日本の囲い攻め戦法の考察

日本の囲い攻め戦法を特許庁の年次報告「①特許行政の現状」、「②特許審査第二部の取り組み」、「③特許行政の年次報告」、総務庁の「④科学技術研究調査報告」中の「研究⇒発明⇒特許の循環サイクル(「特許サイクル」)等を用いて経営論的に考察をした。



同図に於ける日本全体の対発明/特許率は約 6%、特許発明の平均研究単価は約 1 億円、実施特許の平均研究費は約 3 億円と試算した。この数値を貸借対照表により利益計算すると、身勝手投資の感が強く、囲い攻め戦法は弱者を窒息死させる身勝手戦法の感が強い。特許権投資と自身の利益見込が借対照表所上でバランスが取ればよいとする会計学的戦法は、弱者虐待の結果がある限り Unclean hands であろう。



### 3.4 日本の中心限定主義と周辺限定主義

日本の均等論のルールは明治43年特許法と昭和34年特許法では大きく変わった。明治43年特許法はドイツ特許法の流れを汲む中心限定主義であり、特許出願明細書から発明の要部を抽出し、その要部から俯瞰した発明を権利範囲とするプロパテント法理「p法理」であった。例えば自動織機を発明した豊田佐吉翁の明治時代の特許権27件を考察すると、審査期間の平均日数は102日、最短は特許第12,125号の10日であった。どの特許の特許請求の範囲は広く、文字数が少なく、作用的表現であった。この手法は同郷の石原卯八弁理士の手法で、特許発明の具体的実施態様を盗まれない手法であると伝え聞いた。筆者著「特許権経営の光と陰と守護神」参照。

昭和35年4月1日施行の現行特許法は米国特許法とほぼ同様な周辺限定主義に変わり、特許明細書は実施例詳記主義、「クレーム」は構成要件列挙主義に変わった。均等論も「クレーム」を直読する「法規範」の「u法理」となり、基本的特許発明のみ拡大解釈を可能とする均等論となった。この均等論は米国の「E-by-E」ルールに近く、特許明細書を俯瞰的に考察する「As a whole」や、法的衡平の「Equality」ルールではなかった。

「法規範」均等論の代表的判例はテイエチケイ事件(上告人(株)椿本精工、被上告人特許権者テイエチケイ(株)、最高裁平(オ)1083号、平10.2.24日判決、特許権者敗訴、である。最高裁は「クレーム」を「法規範」とし、特許権者が意識的に除外した構成要素には均等論は及ばないと判示した。

日本の特許審査では優先権出願した他の国の特許審査において陳述した自身に不利な事項を隠蔽しても、汚い手口「Unclean hands」としての「拒絶の理由」とされることはないが、審査官は出願人が隠蔽した公知例を見逃すことはなかった、と実感している。

日本の特許権侵害訴訟事件において、競争品(イ号)を認識した後、権利行使を目的とした後出しジャンケンの補正、訂正、分割出願、継続出願等の手続きをして特許権を取得した事例も見受けるが、この後出しジャンケンとして判示された事例は見当たらない。例えばミノルタ事件(東京地裁平13(ワ)12933号)や豊和工業事件(名古屋地裁平8(ワ)1964号)の判決でも後出しジャンケンの補正・訂正を違法としてはいない。

## 4. 国際特許紛争の栄光と挫折

工作機械に関わる米国の特許権が光り輝いたのは1962年のForlester博士のNC基本特許(USP3,069,608、1962年)から、K&T社のBrainard氏のMC基本特許(USP3,052、1972年)と、Molins社のWilliamson氏のFMS基本特許(USP4,369,563、1983年)と、Hurco社の対話型CNC基本特許(USP4,477,754、1995年)頃までの約30年間であった。これらの大発明の一部が「Unclean hands」として権利行使不能となり、公開された大発明となったが、大発明の「栄光」は変わることがなかった。Molins社のFMS基本特許や、K&T社のCNC基本特許は現在でも世界の工作機械や自動車産業等で広く実施されているので、「公開された大発明」と言えるであろう。

国際特許紛争は、仕掛けて敗れた敗者は悲惨である。K&T社は基本特許(USP3,052、1972年)の敗訴後、世界の投資家に盥回しされた後に、同社の発祥の地でひっそりと二次的な事業を行なって余命を保っていた。Molins社もK&T社同様な運命を辿り、忘れられた存在となっていると噂されているが、詳細は不明である。

特許発明を経営に生かすも殺すも弁護士、弁理士等の法曹者関係者の発明事業に対する熱意と力量と気概である。自動織機を発明した豊田佐吉翁には同郷の石原卯八弁理士という最強の守護神がついていた。石原弁理士は佐吉翁の事業の守護神であった。

工作機械の国際特許紛争がほぼ収束したのは2000年頃である。近未来は最終組立、中間組立、部品加工等が国際光LANにより統括制御され、完全電子制御化工作機械により加工と組立が行われるであろう。その時代には光LANが国際特許紛争になるであろう。

## 5. 安全保障戦略

### 5.1 COCOM

安全保障輸出管理は1950年に米国、英国他の7ヶ国で発足したCOCOM (Coordination Committee for Export Control、「対共産圏輸出統制委員会」と訳す)が発祥である。COCOMについては戦略経営研究所が1989年5月と6月に発信した3部作、「ココムとプラント輸出」、「ココムとハイテク」及び「軍事技術と波及効果」に詳記されている。

日本は1952年にCOCOMに加盟した。マスキー法(1970年)と第1次石油危機(1973年)の頃、米国の第37代ニクソン大統領がソ連邦圏に対する大規模なCOCOM緩和政策「デタント政策」を実施し、日本を始めCOCOM加盟国からソ連圏への輸出が急増をした。その「デタント政策」により承認されて輸出した工作機械の実用途について、1987年に危惧事案が浮上した。東芝機械事件である。民生品として輸出した三次元加工NC工作機械の実用途が潜水艦のプロペラ加工であったとされた事件である。NC工作機械は加工プログラムを変えれば軍需品を加工もできるダブルユースの懸念であり、加工技術の向上がソ連圏の産業経済力を高め、軍事力を強化するとの懸念でもあった。

米国は1985年に輸出管理修正法を制定した。詳細は国際商事法務 Vol.13, No.11 参照。同修正法には、“COCOM に違反した会社(親会社を含む)からの米国への輸入を禁止する”とする域外適用規定(ロングアーム)を入れた。東芝機械事件(1987年)は訴追の第一号となり、親会社の東芝電気株も激しいバッシングを受けた。この事件を契機に、日本では輸出令に抵触する虞のある輸出を網羅的に取り締まるキャッチオール輸出統制と、法令順守プログラム(コンプライアンスプログラム「CP」)の徹底が図られた。「CP」の徹底は工作機械のユーザ自身が輸出令を順守する工作機械を自前で生産し、自身の名義で輸出する側道を開いた。2013年の工作機械統計要覧によると、日本で生産された工作機械は1.15兆円で、その約82%が輸出である。「日工会」の外需は0.84兆円、輸出比率69%である。その差額がユーザによる生産と輸出であろう。工作機械は安全保障上の機微な品目であり、安全保障に係る工作機械術は教えない、使わせない、生産させないことにした。

## 5.2 MCTL

1992年に米国国防省は「MCTL」(The Militarily Critical Technologies List)を発表した。MCTLによると、日本が得意とするNC工作機械や、FMSや、CAD/CAM等が民間の機械製造業用途ばかりでなく、通常兵器や、核兵器や、ミサイル等の大量破壊兵器の生産にも利用される二重用途があるとし、工作機械を機微品目としてキャッチオール輸出統制品目に加えた。MCTLの最重要品目として、核兵器の核爆発起体や、ミサイルの弾道誘導体等を想定したが、これらの起爆体や誘導体の日本からの直接輸出はなく、「ロングアーム」規制も空振りとなった。日本製工作機械の米国輸入規制も米国製工作機械の回復には空振りとなり、日本は1983年から2009年まで生産高世界第一となった。

## 6. 日米自動車紛争に関わる二つの著書

その1. アイアコッカ(leeIacocca)著：「アイアコッカわが闘魂の経営(略称「闘魂」)

(ダイヤモンド社、1985年1月20日)

その2. 豊田英二著：「決断」(日経産業新聞 1885年9月12日)

両著書の出版は奇しくもトヨタが1986年にはケンタッキ(KY)州に大規模な自動車生産工場「TMMK」を設立する前年であった。

### 6.1 「闘魂」の概要

本書はアイアコッカ氏がFordの社長職を追われ、倒産の危機にあったChryslerの社長に就任し、Chryslerの経営を奇跡的に立て直した自伝書である。

その要旨は、Fordが1981年頃の第二次石油危機に直面し、アイアコッカ社長が中型車「マスタング」の4気筒エンジンの生産設備に5億\$を投資する提案やホンダのエンジンを使う提案をしたが、いずれの案もFordオーナーの承認が得られず、旧来車の設備の流用で賄った。そのために米国は日本との低燃費、低公害車戦争に敗れたと嘆いていた。

別の資料によるとGMが中型エンジンの設備投資がうまくいかなかった理由として、米国工作機械メーカーの力量不足を挙げている。Fordのオーナーの投資の逡巡も同様な懸念であろう。その頃トヨタでは最新鋭のFMSラインが元町工場や上郷エンジン工場でフル稼働していた。GMのいう米国工作機械の力量不足はFMSの製造技術のことであろう。

### 6.2 「決断」の概要

著者の豊田英二氏は豊田佐吉翁の弟佐助翁の直系であり、トヨタの会長、社長を歴任し、2013年9月17日に百歳で天授を全うされた「トヨタ飛躍の祖」である。本著は「私の履歴書」の副題が示す通り、「英二氏」のトヨタの経営トップの履歴書であり、日本自動車工業会のリーダーと、日本の自動車産業の履歴書でもある。以下要約。「英二氏」は1950年にFordの製造ラインを視察し、使用している工作機械の製造会社も視察した。Fordから技術援助を受ける約束を交わしたが、朝鮮戦争を理由に米国政府の承認は得られなくなり、自前で自動車開発と設備投資を実施し、世界一となった。



## 7. まとめ

安全保障は1950年のCOCOMに始まり、石油危機の時代(1970年代)には大幅な緩和政策があったが、東芝機械事件や核不拡散問題が浮上し、工作機械が機微品目となり、「キャッチオール」規制、「ロングアーム」の適用、「VRA」(輸出自主規制協定: Voluntary Restraint Agreement)や「CP」(輸出管理内部規定: Compliance Program)までも実施し、工作機械の日米摩擦を解消に努め、安全保障関係も条約、法令、約束の厳守に努めた。

Molins事件を始めとする数々の重大な国際特許紛争事件は、ドイツ7社連合とその辯護士団の神業的な訴訟戦術に助けられた。Molins事件に於ける米国Delawar地裁のFarnan判事は「Unclean hands」という神業的判決を下した。この法理を引き出したドイツ法曹界の訴訟戦術であり、ただひたすら頭を下げ、最大の謝意をもってるとする。

振り返ると、筆者の特許法論は米国政府の産業政策に対応する法論であった。日本政府が世界をリードする特許法論と産業政策を実施し、産業界がその法論と政策により世界をリードする時代となることを夢見て「まとめ」とする。

以上